

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料
(令和6年12月5日付託分)

くらし安全防災局・警察本部

目 次

ページ

- 1 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局・警察本部関係】 1

【議案（条例その他 その4） 定県第112号議案】

1 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局・警察本部関係】

(1) 改正の趣旨

収入証紙の利用を終了する手数料について、収入証紙以外の方法による徴収とするなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 手数料の削除

運転免許関係手数料など、186件の手数料を削除する。（別表の2 手数料関係）

イ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正に伴う手数料の新設及び名称の変更（別表の2 手数料の表31の項関係）

(ア) 手数料の新設

- a 運転経歴情報記録手数料
- b 特定免許情報記録手数料

(イ) 手数料名称の変更

- a 免許証更新手数料

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)イについては令和7年3月24日。

イ 経過措置

(ア) 神奈川県警察運転免許センターにおいて処理する事務に係る第2条の規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表26の項に規定する運転適性検査手数料並びに31の項に規定する認知機能検査員講習手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転経歴証明書再交付手数料、運転経歴情報記録手数料、運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料、特定免許情報記録手数料、免許証等更新手数料、経由手数料、認知機能検査手数料、運転技能検査手数料、審査手数料、技能検定員資格者証交付手数料、技能検定員審査手数料

料、教習指導員資格者証交付手数料、教習指導員審査手数料、国外運転免許証交付手数料、講習手数料及び通知手数料の徴収に係る収入の方法については、令和7年7月31日までの間は、なお従前の例による。

- (イ) この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した(2)アの規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料（(2)アの規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料を除く。以下この項及び(3)イ(ウ)において「廃止手数料」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和8年3月31日までの間に限り、廃止手数料の納付のために使用することができる。
- (ウ) 廃止手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和8年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- (エ) (3)イ(ウ)の規定により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。